

議案第20号

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年
愛西市条例第137号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものと
する。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、南河田工業団地地区整備計画区域の追加に伴い、
改正する必要があるからである。

愛西市条例第20号

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年愛西市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称	区 域
渚高地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画渚高地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
市役所周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画市役所周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
南河田工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画南河田工業団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2中「渚高地区計画」を「渚高地区整備計画区域」に、「200平方メートル以上」を「200平方メートル」に、「1メートル以上」を「1メートル」に、「0.5メートル以上」を「0.5メートル」に、「市役所周辺地区地区計画」を「市役所周辺地区地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

南河田工業団地地区整備計画区域	全域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場 (統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類E一製造業に属するものに限る。)、当該工場に関連する研究開発施設及び流通業務施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第1号に規定する流通業務の用に供するもの)。ただし、次に掲げるものを除く。	3,000平方メートル	計画図に示す緑地に接する敷地境界線からの後退距離にあつては10メートル			
-----------------	----	---	-------------	-------------------------------------	--	--	--

		<p>ア 法別表第 2 (り) 項 第3号8の 3、9、 13及び 13の2並 びに (ぬ) 項第1号に 掲げる事業 を営む工場</p> <p>イ 法別表第 2 (ぬ) 項 第2号に掲 げるもの</p> <p>ウ 産業廃棄 物 (廃棄物 の処理及び 清掃に関す る法律 (昭 和45年法 律第137 号) 第2条 第4項に規 定するもの の) の収集、 運搬又は処 分の用に供 するもの</p> <p>(2) 前号の建 築物の従業員</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

		のための共同 住宅又は寄宿 舎 (3) 前2号 の建築物に附 属するもの					
--	--	---	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為における罰則の適用については、なお従前の例による。